

令和元年9月11日

愛知自治体キャラバン実行委員会  
代表者 森谷 光夫 様

碧南市長 禰 亘 田 政 信  
( 公 印 省 略 )

## 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書に対する回答について(送付)

秋雨の候、貴殿におかれましては、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は本市の行政運営にご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。さて、みだしの件につきまして、下記の通り回答いたしますので、ご査収ください。

記

### 【陳情項目】

#### 【1】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

##### 1、安心できる介護保障について

##### ★(1)介護保険料・利用料について

- ①介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。
- ②介護利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

【回答】低所得者の対策として、介護保険料の減免及び利用料の補助を実施しています。他市と比較しても劣っている状況ではありませんので、拡充は考えていません。

##### ★(2)介護保険利用について

- ①介護保険利用の相談窓口で専門知識を持った職員を配置し、要介護認定申請の案内を行ってください。

【回答】介護保険利用の新規相談においては、地域包括支援センターの保健師を始めとした専門職を中心に、受付を実施しています。

- ②訪問介護「生活支援」の回数制限はしないでください。

【回答】訪問介護等の介護サービスの利用回数については、利用者の状況のアセスメントに基づきケアプランを作成する中で必要回数を決めております。

##### (3)基盤整備について

- ★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

【回答】平成31年4月に、認知症対応型共同生活介護施設が1ヶ所開設しました。今後も、介護保険事業計画に基づき、基盤整備をすすめてまいります。

- ②特別養護老人ホームに要介護1・2の方が入所できる「特例入所」について、広報を積極

的に行い、入所希望者に対して適用してください。

【回答】特別養護老人ホームを、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設として重点化するため、平成27年4月から新規入所の対象者が原則要介護3以上の方に限定されています。ただし、やむを得ない事情により施設以外での生活が著しく困難である場合には、介護度1・2の場合でも特例入所を可能としています。

#### ★(4)総合事業について

①総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サービス利用者の「状態像」を一方向的に押しつけることや、期間を区切った「卒業」はしないでください。

【回答】利用者の状況をアセスメントし、適切な支援及び必要なサービスを導入しています。

②自治体の一般財源を投入して、サービスの提供に必要な総合事業費の確保に努めてください。

【回答】適切なサービスを提供できるよう、総合事業費の予算を確保しています。

#### (5)高齢者福祉施策の充実について

①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。

【回答】市内2箇所にもちかどサロンを設け、家に閉じこもりがちな高齢者の方が気軽に立ち寄れる場の提供をしています。各サロンでは自主事業として、ランチ会やカフェを実施して多くの方に利用していただいています。また、老人憩いの家を市内31箇所に設置し、老人クラブに管理運営費を支出しています。今後も地域で高齢者を支える街づくりとして、集える場所の提供への支援や協力を検討してまいります。

②多くの高齢者が参加できるように、自治体の責任で介護予防事業を充実・拡充してください。

【回答】必要な介護予防事業を提供できるよう予算を確保しています。

③住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

【回答】住宅改修費、福祉用具購入費については、受領委任払い制度を実施していません。高額介護サービス費について実施の予定はありません。

#### ★(6)介護人材確保について

①介護職場の人員不足解消の為、介護人材を抜本的に増やしてください。

②介護職員の処遇改善のための自治体独自の施策を実施してください。

③利用者にとって危険を招きかねない1人夜勤を自治体の責任で禁止し、8時間以上の長時間労働を是正してください。

【回答】碧南市サービス機関連絡協議会と人材確保の課題を共有し対応策を検討して

おります。

### ★(7)障害者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

【回答】要介護1以上の方は基本的に多くの方が対象となりえますが、厚労省の通知を参考にして、介護度のみでなく、障害高齢者自立度又は認知症高齢者自立度を合わせて状態を把握し、認定しています。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

【回答】要介護認定者がすべて確定申告等が必要になる訳ではありませんので、一律に送付するのではなく、必要な方からの申請を受けて発行しております。広報やパンフレット、ケアマネジャーを通じて周知に努めており、介護認定更新時の通知書には、その時点で対象となりうる状況の方に、案内チラシを同封して申請の案内をしています。

## 2. 国保の改善について

★①保険料(税)の引き上げを行わず、払える保険料(税)に引き下げてください。そのために、一般会計からの法定外繰入額を増やしてください。

【回答】国民健康保険税特別会計全体のバランスをみながら必要に応じて対応します。現状では国保税の引き下げは難しい状況です。

★②18歳までの子どもは、子育て支援の観点から均等割の対象とせず、当面、一般会計による減免制度を実施してください。

【回答】均等割は医療給付等の受益の対象となる被保険者に均等に賦課するものであり、18歳未満の子どもについても相応の負担をいただきます。

③収入減を理由にした減免要件の前年総所得・減少割合を改善し、活用できる独自減免制度にしてください。

【回答】現在、収入減を理由にした減免制度があり、それに基づき対応します。

★④資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

【回答】資格証明書は発行していません。

★⑤保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしてください。また、給与などの差押禁止額以上は差押えないでください。

【回答】国保税が一定期間滞っている世帯につきましては、納税相談を行うため、短期の保険証を交付することとなります。短期保険証の有効期限は6か月としています。滞納者への差押えについては法令を遵守し、滞納処分によって生活困窮に陥ることがないようにしています。

⑥一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

【回答】一部負担金減免制度は実施済みです。周知につきましては広報、ホームページにて行っています。

⑦70歳～74歳の高額療養費の支給申請手続を簡素化し、申請は初回のみとしてください。

【回答】高額療養費につきましては市のほうから該当者に対して申請書をお送りしております。該当者は送られてきた書類で申請していただくのみです。郵送での申請も可能です。

### 3. 税の徴収、滞納問題への対応など

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

【回答】差押禁止財産については、『禁止財産』なので差し押さえていません。また、滞納者の実情をつかみ、納税相談に努め、分納等にも応じています。

### 4. 生活保護について

★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援(仕事探し)を口実にする」「親族の扶養について問いただす」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。

【回答】生活保護の申請権は侵害しないように配慮しています。また、生活保護が必要な人にはできる限り早急に支給することに努めています。その際、特に急を要する場合は、社会福祉協議会等の貸付制度や食料支援につなげるようにしています。

★②ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行ってください。

【回答】現在5名の現業員を配置しており、平成31年4月1日現在の生活保護受給世帯数に対する現業員標準数3名を大きく超えた配置となっています。研修については、県主催の研修、西三河近隣市で構成される事務研究会、市町村アカデミーに参加する他、内部研修などで知識及び相談スキルの向上を図り、個々の生活保護受給者の実情に即した適切な支援及び指導を行うよう努めています。

③行政側のミスによる過誤払いが発生した場合は、生活保護利用者に返還を一方的に求めないでください。

【回答】このような場合は、対象者に十分説明のうえ、了承を得ながら事務を進める等、十分配慮するよう努めてまいります。

④生活保護利用者の人権を侵害する一律的な資産調査をやめてください。

【回答】適正な保護の決定及び運用を図るため、生活保護法第28条及び第29条に

基づき、申請者からの同意を得て資産等の調査を実施しております。

★⑤夏季期間、近年の暑さへの対応として、エアコンの購入費用(更新含む)や電気代の助成を行ってください。

【回答】エアコンの購入費用については、平成30年度に発出された厚生労働省通知に基づき運用を行っております。本年度においては、高齢者世帯を中止に冷房器具等の購入意向を確認し、家計管理の助言を行うなど、配慮に努めております。

## 5. 福祉医療制度について

★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

【回答】現行制度を存続する方針です。

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。中学校卒業まで現物給付(窓口無料)で実施していない市は、早急に実施してください。また、入院時食事療養の標準負担額も助成対象としてください。

【回答】現行制度の拡大は考えていません。

★③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

【回答】精神障害者手帳1・2級所持者の一般疾病について、市単独事業で助成対象としています。また、自立支援医療(精神通院)対象者についても、市単独事業で自立支援医療を適用した精神科の医療費を助成対象としています。

④妊産婦医療費助成制度を創設してください。

【回答】制度の創設は考えていません。

## 6. 子育て支援について

(1)「子どもの貧困対策推進法」「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、2016年に県が実施した子ども調査も踏まえて、市町村独自に子どもの貧困対策に計画をもって推進してください。

①愛知県の調査方法に準じて、市町村での子どもの貧困の実態を調査してください。

【回答】ご意見としてお聞きします。

②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施してください。

【回答】従前から実施しており、令和元年度においても3名が看護師を目指しております。

★③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。入学準備金は、新学期開始前に支給してください。

【回答】準要保護児童生徒の認定基準の見直しを平成26年4月1日に行い、対象者を生活保護基準の1.2倍以下の世帯までとしました。「要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認めた者」とし、家庭の諸事情を考慮し、総合的に判断し

ています。年度途中の申請については、随時、市広報、ホームページ、学校等を通じ周知を行っております。新入学用品費の支給については、平成31年4月の新入学児童生徒から入学前支給を開始いたしました。

④教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」や「無料塾」、「こども食堂」のとりくみを支援してください。

【回答】ご意見としてお聞きします。なお、こども食堂については、県等からの研修やシンポジウムの案内などについて実施団体に情報提供するという形で協力しております。

★(2)小中学校の給食費を無償にしてください。未納者が生じないよう、当面「減額」や「多子世帯に対する支援」などを行ってください。

【回答】学校給食法において、学校給食の実施に必要な施設、設備、運営に係る経費以外に要する経費、いわゆる食材費は、保護者負担とされていますので、給食費の無償化や減額は考えていません。多子世帯などで給食費の支払いが困難な世帯には就学援助をすすめています。

(3)幼児教育・保育の無償化について、すべての子どもが等しく幼児教育・保育を受けることができるよう、市町村の課題と位置付けて施策を実施・拡充してください。

①認可保育所の整備・増設をおこなってください。保育士資格の有資格者を確保するための具体的な施策を実施してください。

【回答】子ども・子育て支援計画に基づき、子ども・子育て会議を踏まえ、ニーズ量にあった適切な提供体制を判断してまいります。

②無償化の対象となる認可外保育施設等について、すべての施設が国の定める保育士配置と面積にかかる最低基準を満たすことができるよう指導・援助してください。少なくとも、指導監督基準を下回る認可外保育施設等に対し、ただちに指導監督基準へ引上げるための独自の支援を実施してください。

【回答】県の指導の下、適切に指導をしてまいります。

③就学前教育・保育施設等の給食費を無償にしてください。少なくとも、無償化以前の利用料負担を上回ることがないように減免制度を実施・拡充してください。

【回答】無償化以前の利用料負担を上回ることにはございません。給食費無償については、「実費相当は保護者負担」という国の指針をもとに適切に設定してまいります。

## 7. 障害者・児施策の拡充について

★①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」として、小規模多機能の入所施設、行動障害や重度心身障害対応のグループホーム、休日にも対応できる通所施設を設置してください。

【回答】ご意見としてお聞きします。

②在宅の生活を送る障害者の居宅介護や重度訪問介護の支給時間は、必要とする時間を支給してください。

【回答】内容を精査し、必要性が確認できた支給時間で支給します。

③移動支援(地域生活支援事業)を、通園・通学・通所・通勤に利用できるようにするとともに

に、入所施設の入所者も支給対象にしてください。

【回答】通園・通学・通所・通勤に利用については、通年かつ長期にわたる場合は利用できませんが、一定の期間で終了が見込まれる場合は、状況に応じて利用できる場合もあります。

④入院時および入院中のヘルパー利用を認めてください。

【回答】ご意見としてお聞きします。

⑤障害者・児の福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。

【回答】利用者負担につきましては、課税世帯がサービス量と所得に応じた負担となっているため、低所得の方に配慮した軽減策が講じられています。

★⑥40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、

1) 一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

【回答】基本的には必要としているサービスが、介護保険サービスにより受けることができるか判断しますが、利用者の状況に応じて適切に判断します。始めに介護保険担当にて、介護認定を行っていただき、その後障害福祉担当より障害者本人の状況や意向を確認したうえで、本人及び家族に制度説明を行っています。

2) 介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に、障害福祉サービスを打ち切らないでください。

【回答】基本的には必要としているサービスが、介護保険サービスにより受けることができるか判断しますが、利用者の状況に応じて判断します。制度説明を行い、本人及び家族に理解をしていただけるよう進めていきます。

3) 2018年4月からはじまった高齢障害者の利用者負担軽減制度を周知してください。

【回答】該当となる可能性がある方には個別で通知をお送りしております。

⑦障害者が生活するグループホームや施設の夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価のさらなる改善を、国に要望し、自治体でも補助してください。

【回答】ご意見としてお聞きします。

⑧障害者福祉サービスに係るホームヘルパー職など、介護職員の不足を解消するために加算方式ではなく報酬単価の引き上げを、国に要望し、自治体でも補助してください。

【回答】ご意見としてお聞きします。

## 8. 予防接種について

★①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、ロタウイルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチン、定期接種から漏れた人に対する麻しん(はしか)の任意予防接種に助成制度を設けてください。

【回答】任意の予防接種の助成は、現在予定していません。近隣の助成の実施状況を見ながら、検討していきます。

②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担を引き下げてください。市町村が実

施する任意予防接種事業を再開・継続してください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

【回答】生活保護世帯・市民税非課税世帯に属する方の自己負担は、費用免除しております。費用の引き下げの実施予定はありません。任意の予防接種の実施予定はありません。

## 9. 健診・検診について

★①産婦健診の助成対象回数が1回の市町村は2回に拡充してください。

【回答】産婦健康診査の助成は、1回行っています。2回目の拡充については、現在の予定はありません。

②妊産婦歯科健診への助成を妊婦・産婦共に実施してください。

【回答】妊婦歯科健康診査の助成を1回行っています。産婦歯科健康診査の拡充については、現在の予定はありません。

③保健所や保健センターに歯科衛生士を常勤で複数配置してください。

【回答】現在、常勤、臨時職員各1名の歯科衛生士を配置しています。

## 【Ⅱ】国および愛知県に以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

### 1. 国に対する意見書・要望書

①75歳以上の医療費患者負担2割引き上げをはじめ、政府が現在検討を進めている、これ以上の患者窓口負担増の計画を中止してください。

【回答】御意見としてお聞きします。

②国民健康保険の国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。病気や出産のときに安心して休めるよう傷病手当、出産手当を創設してください。

【回答】御意見としてお聞きします。

③マクロ経済スライドを廃止してください。また、年金支給開始年齢を先延ばししないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。

【回答】御意見としてお聞きします。

④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。

【回答】御意見としてお聞きします。

⑤18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。

【回答】御意見としてお聞きします。

⑥障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所機能を備えた地域生活拠点を国の責任で整備してください。福祉人材の人手不足を解消するために報酬単価を大幅に引き上げてください。

【回答】ご意見としてお聞きします。

## 2. 愛知県に対する意見書・要望書

### (1) 福祉医療制度について

①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

【回答】 御意見としてお聞きします。

②18歳年度末までの医療費無料制度を実施してください。

【回答】 御意見としてお聞きします。

③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。また、自立支援医療(精神通院)対象者を精神障害者医療費助成の対象としてください。

【回答】 御意見としてお聞きします。

④後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。

【回答】 御意見としてお聞きします。

### (2) 市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。

【回答】 御意見としてお聞きします。

以上